

小地域福祉ネットワーク推進事業

生活支援活動助成について

現在、当地区社協は、宮城野区社協から、年額、230,000円を上限とした標記活動助成金を受領する事が出来る。

その受領は、半期毎（上半期は4月1日～9月30日、下半期は10月1日～3月31日）の実績報告書を添えた申請書を指定日（上期分は10月20日、下期分は4月15日頃）迄に提出する事で、書類審査の上、上期については11月末までに、下期については、ほぼ、5月中に可能となる。

地区社協と宮城野区社協間の申請および助成金交付の手続き等は整備されているが、当地区社協と生活支援活動グループ間の諸手続きが整っておらず、助成金の配分が行われていないのが、問題視される。

ここでは、次のような、観点、条件下で助成金を配分する諸手続きについて考えて見たい。

1. 助成対象活動規模；小地域の生活支援活動が対象との観点から、原則、単位町内会内の活動グループ（予算支出項目、ネットワーク活動費引当）を対象とする。（広地域対象活動は予算支出項目、助成金引当活動と考えられる。）
2. 助成対象活動；1年以上、継続されるサロンの活動であること。
宮城野区社協の生活支援活動助成は、「日常生活支援活動」（高齢者世帯、障害者のいる世帯や子供のいる世帯等に対する、家事支援、外出支援等の仕事支援活動）と「サロン活動」の二つを対象としているが、当社協の対象は、地域の要請・状況を勘案して、サロン活動のみを対象としたい。
3. 町内会当たりの全年額助成金に上限を設ける。（例えば、20,000円／町内会、或いは、半期、15,000円／町内会。）
4. 諸手続き；原町地区社協と宮城野区社協間の手続きと整合するようにする。
（1）申請書；半期毎の実績報告および次半期の活動計画を付した申請書を、上半期分は9月末日まで、下半期分は3月末日までに提出する。
（2）助成金交付；申請書および資金状況等を検討し、上期分は12月末、下期分は6月末頃迄に、助成金振込口座に振り込む。（次半期の助成が不可能と判断された場合には、事前に各町内会に連絡する。？）
（3）申請単位；町内会毎に助成対象活動を一括、取り纏め申請する。
（4）申請者；町内会長とする。
5. 助成金の支出管理；町内会長に一任する。

[参考；宮城野区社協配付資料抜粋]

1. サロン活動；概ね単位町内会範囲の住民を対象とし、対象とする住民が企画に参加できる機会を図るものとする。但し、特定の趣味や娯楽などを主な目的とするもの、会員であることを参加の条件にするものは助成の対象から除きます。実施場所は毎回同一会場でなくてもかまいません。例）個人のお宅を持ち回りで開催など。
2. 実施回数；半期3回以上。交付単価＝3,000円／回。
3. 個人情報取扱注意；本人の同意を得るなど事前協議が必要です。